

# 再 申 入 書

令和3年8月31日

〒078-8212

北海道旭川市二条通二十丁目641番地1

有限会社三景スタジオ

代表取締役 大西 康弘 殿

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネットワーク北海道

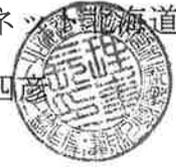
理事長 松 久 三四彦

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55

ほくろうビル3階

TEL:011-221-5884 FAX:011-221-5887



## 前略

貴社から頂きました令和3年5月10日付け回答書(以下、「回答書」とします。)の内容につき、当法人において検討した結果、次のとおり再度の申し入れをいたします。

- 1 回答書では、貴社における撮影プランのキャンセル規定として、撮影4ヶ月前～撮影8日前までは、キャンセル料が50%と記載されています。

前回の申入書においても指摘しましたとおり、撮影4ヶ月前でのキャンセルはもとより、仮に撮影8日前でのキャンセルであっても、キャンセルされた日時に別の撮影予約を入れることは十分に可能と思われまますし、貴社に生じ得る損害の具体的な内容も不明確であるため、貴社において撮影料の50%に相当する損害が実際に生じ得るものとは認められません。

また、回答書によれば、撮影7日前から撮影前日までという短期間におけるキャンセル料には、それぞれ80%と100%という差が設けられていますが、それと対比して、撮影4ヶ月前から撮影8日前という長期間におけるキャンセル料については、一律に50%とされていることも不自然といわざるを得ません。

したがって、回答書に記載されたキャンセル料に関する規定には、依然として「平均的な損害の額」を超える部分が含まれており、それを超える部分は無効とならざるを得ないものと思われまますので、当該条項の使用中止又は訂正を再度申し入れます。

- 2 もっとも、貴社において、具体的な根拠に基づき「平均的な損害の額」を算定したうえ、キャンセル料の割合を設定しているのであれば、当法人においてその合理性を検討したく存じますので、その算定根拠を当法人まで開示されますよう再度求めます。

この点、前回の申入書においても指摘しておりますが、消費者契約法第3条第1項第2号には、事業者と消費者との間に情報・交渉力の差があることを踏まえ、消費者の理解を深めるため、事業者の努力義務として、消費者契約の締結について勧誘をするに際して、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を消費者に提供することを定めています。その趣旨に照らし、貴社による積極的な情報の開示をあらためてお願い申し上げます。

- 3 以上の次第ですので、本書面に対する貴社のお考えを、令和3年9月30日までに、当法人宛てにご回答くださいますようお願いいたします。

最後に、貴社からのご回答の有無及びご回答いただいた場合のご回答内容につきましては、当法人の活動目的のために公表させていただきますので、その旨、あらかじめ申し添えます。

草々